

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年9月27日
【四半期会計期間】	第83期第1四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)
【会社名】	株式会社沖縄銀行
【英訳名】	The Bank of Okinawa, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 玉城 義昭
【本店の所在の場所】	沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号
【電話番号】	098(867)2141(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画本部長 山城 正保
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲1丁目9番8号 ヤエスメッグビル 株式会社沖縄銀行 東京事務所
【電話番号】	03(3270)0313
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 仲本 善政
【縦覧に供する場所】	株式会社沖縄銀行 東京支店 (東京都中央区八重洲1丁目9番8号) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人 福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号)

(注) 東京支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

### 1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年8月9日に提出いたしました第83期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）の四半期報告書に添付しております独立監査人の四半期レビュー報告書に記載の指定有限責任社員（筆頭業務執行社員）について、監査法人が公認会計士法第34条の11の4（大規模監査法人の業務の制限の特例、社員ローテーション規定）に抵触した指定有限責任社員（筆頭業務執行社員）を指定していたため、当該指定有限責任社員（筆頭業務執行社員）を交代させたことから、四半期レビュー報告書を改めて受領しましたので、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

### 2 【訂正事項】

独立監査人の四半期レビュー報告書

### 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

(訂正前)

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月7日

株式会社 沖 縄 銀 行  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古 澤 茂 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 細 野 和 寿 ⑩

(省略)

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社沖縄銀行及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(訂正後)

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年9月26日

株式会社 沖 縄 銀 行  
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野 中 俊 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 細 野 和 寿 ⑩

(省略)

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社沖縄銀行及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### その他の事項

当監査法人は、平成25年8月7日に提出した独立監査人の四半期レビュー報告書に記載の指定有限責任社員（筆頭業務執行社員）について、公認会計士法第34条の11の4（大規模監査法人の業務の制限の特例、社員ローテーション規定）に抵触した指定有限責任社員（筆頭業務執行社員）を指定したことから、当該指定有限責任社員（筆頭業務執行社員）を交代させ、本四半期レビュー報告書を改めて提出するものである。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年9月26日

株式会社 沖 縄 銀 行  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野 中 俊 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 細 野 和 寿 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社沖縄銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社沖縄銀行及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## その他の事項

当監査法人は、平成25年8月7日に提出した独立監査人の四半期レビュー報告書に記載の指定有限責任社員（筆頭業務執行社員）について、公認会計士法第34条の11の4（大規模監査法人の業務の制限の特例、社員ローテーション規定）に抵触した指定有限責任社員（筆頭業務執行社員）を指定したことから、当該指定有限責任社員（筆頭業務執行社員）を交代させ、本四半期レビュー報告書を改めて提出するものである。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年9月27日

**【会社名】** 株式会社沖縄銀行

**【英訳名】** The Bank of Okinawa, Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 取締役頭取 玉城 義昭

**【最高財務責任者の役職氏名】** ー

**【本店の所在の場所】** 沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社沖縄銀行 東京支店  
(東京都中央区八重洲1丁目9番8号)  
株式会社 東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
証券会員制法人 福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

(注) 東京支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取玉城義昭は、当行の第83期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)の四半期報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。